

新型コロナウイルス感染症に関する支援

問合せ 産業振興課商工観光係☎655

拡充

羽村市事業継続助成金制度

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、11月1日(日)から、羽村市事業継続助成金の対象事業者を次のとおり拡充します。

事業拡充の開始 11月1日(日)から

基本要件 令和2年1月1日以前から市内で営業している事務所を有し、今後も事業を継続する意思があること

対象1

基本要件に該当し、次の①②のいずれかに当てはまること
 ①国の持続化給付金の対象とならず、令和2年1～12月のいずれかの月の売上高減少率が前年同月比10～50%未満であること
 ②国の持続化給付金の対象とならず、令和2年中に金融機関から運転資金などの新規融資を受けていること

助成額

●個人事業主：10万円
 ●法人：20～50万円(資本金の額、市内従業者数によって金額が異なります)

対象2 (拡充部分)

基本要件に該当し、令和2年中に金融機関から運転資金などの新規融資を受けている事業者

助成額 一律5万円

対象3 (拡充部分)

基本要件に該当する医療機関など(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、調剤薬局)

助成額 一律10万円

※対象1～3にそれぞれ該当する場合は、合算した金額が助成額になります。※詳しくは、市公式サイトを確認してください。

申請方法 令和3年2月26日(金)まで

(当日消印有効)に、郵送で産業振興課へ 〒205-8601(所在地)記載不要 羽村市産業振興課事業継続助成金担当宛
 ※すでに申請済みの方には、拡充部分の案内を送ります。

申請書の入手方法 市役所西分室2階

産業振興課・市役所1階案内、羽村市商工会で配布するほか、市公式サイトからダウンロードすることができます。



▲羽村市事業継続助成金

創設

生産性向上事業助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の中小企業者などを支援するための助成金です。生産プロセスの改善や業務プロセスの見直し、業務効率化などの取組みを行った事業者に対し、設備導入などにかかる経費の一部を助成します。



▲生産性向上事業助成金

対象

●個人事業主：市内に事業所がある個人事業主
 ●法人：市内に事業所がある中小企業および医業を主な事業とする法人
 ※市税を完納していること(徴収猶予を受けている場合を除く)や除外業種などの条件があります。

助成の対象となる経費 生産性向上に資する取組みに係る機械装置費、システム構築・導入費、技術導入費、専門家経費など

※同一の取組みにより、東京都または羽村市の助成金の交付を受けているものは対象外です。国およびその他の機関(東京都および羽村市を除く)からの助成金を受けている場合は、自己負担額部分が助成対象経費になります。

助成額 助成対象経費の3分の2(千円未満切捨て)

助成上限額 100万円(上限額に達するまでは複数回の申請が可能です)

申請期間 11月2日(月)～令和3年3月26日(金)

※申請期間内でも、予算額に達した場合は受付を終了します。

申請書の入手方法 市役所西分室2階産業振興課で配布する

ほか、市公式サイトからダウンロードすることができます。



狂犬病予防注射を忘れないで!

定期集合注射を行います

新型コロナウイルス感染症対策のため、延期していた狂犬病予防定期集合注射を行います。令和2年度の狂犬病予防注射をまだ受けていない犬を飼っている方は、集合注射を利用するか、個別に動物病院で接種させてください。

問合せ 環境保全課☎225

◆集合注射日時と会場◆ ※雨天実施

実施日	受付時間	会場	所在地
11月9日(月)	午前10時～11時	東会館	羽東3-11-32
	午前11時20分～午後0時20分	西部地域備蓄倉庫	小作台5-19-4
11月10日(火)	午前10時～11時	三矢会館	神明台4-4-9
	午前11時20分～午後0時20分	羽村市役所	緑ヶ丘5-2-1

手数料・注意事項

◎登録済みの場合：3750円(予防注射3200円、注射済票550円)
 ※10月下旬に市が送付した「狂犬病予防注射済票交付申請書(再通知)(黄色)を持参してください(あらかじめ裏面の問診票に必要事項を記入しておいてください)。
 ◎新たに登録する場合：6750円(登録手数料3000円、予防注射3200円、注射済票550円)
 ※集合注射の各会場で登録することができます。

注意事項

- ◆犬が病気・妊娠中の場合は、必ず注射前に獣医師に申し出てください。
- ◆生後3か月未満の犬および2週間以内に人をかんだ犬は、予防注射ができません。
- ◆事故防止のため、首輪をしつかり締め、リードは短めにし、犬を制御できる人が連れて来ててください。
- ◆犬の体は清潔にし、ふんは持ち帰ってください。
- ◆狂犬病予防注射の猶予には別途手続きが必要です。

こんな方は手続きを

- ◆犬を飼っている方は、必ず市に犬の登録を行い、狂犬病予防注射を受けさせてください。
- ◆犬を飼いはじめた、昔から犬を飼っているが登録していない場合：市役所2階環境保全課で犬の登録をして、鑑札の交付を受けてください(登録手数料3000円)。
- ◆狂犬病予防注射を受けたが、注射済票の交付を受けていない：環境保全課で注射済票の交付を受けてください(手数料550円)。
- ◆犬の登録：犬を取得した日または生後90日を経過した日から30日以内に登録しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症対策にご協力を

- ◆集合注射には、必ずマスク着用の上、必要最小限の人数で来てください。
- ◆飼い主同士の距離を2メートル程度確保してください。
- ◆混雑状況によっては会場から少し離れた場所待待つ、時間をずらすなどの対応をお願いします。
- ◆会場では大きな声で話をしないようお願いします。
- ◆当日、咳や発熱などの症状がある方は来場を控えてください。

狂犬病予防注射

：狂犬病予防法で法定接種期間が4～6月と決められています。
 今年度は特例として12月末までとなっていますが、必ず毎年4～6月(犬を取得した最初の年は、犬を取得した日または生後90日を経過した日から30日以内)に接種させ、注射済票の交付を受けなければなりません。
 ※今年度の予防注射をまだ受けておらず、集合注射を受けない場合は、個別に動物病院で12月末までに予防注射を接種させてください。

人との間隔はできるだけ2メートル空けましょう。「密閉」「密集」「密接」を避けましょう。こまめな手洗いと、咳エチケットを心掛けましょう。